

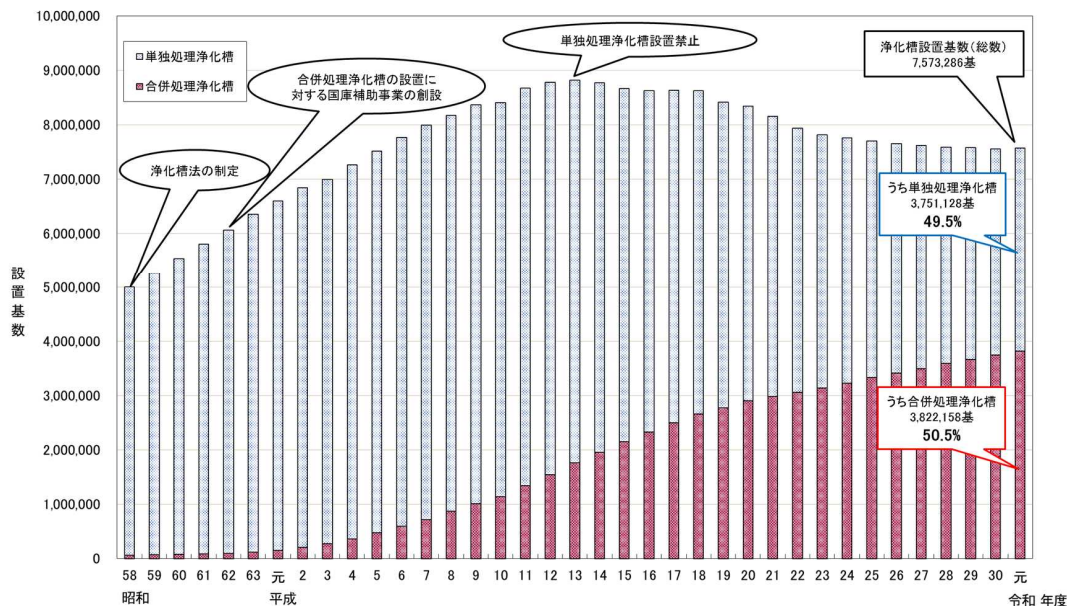
淨化槽推進室

1-1 浄化槽の現状と課題①

背景

- 平成12年浄化槽法改正により新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることを義務付け。
- し尿のみしか処理しない既存の単独処理浄化槽は徐々に減少するものの未だに約375万基存在。令和元年度調査で初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回った。
- 老朽化した単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進が水質改善・防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移

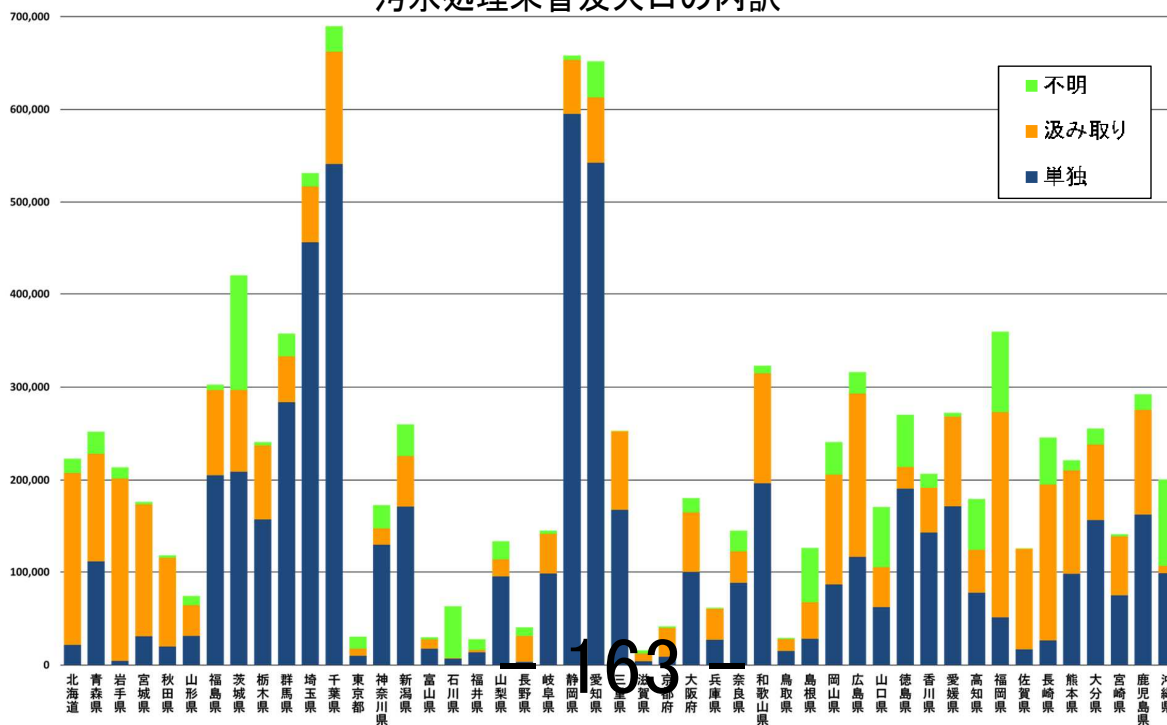


1-2 浄化槽の現状と課題②

背景

- し尿のみしか処理しない既存の単独処理浄化槽は徐々に減少するものの未だに約375万基存在。
- 汚水処理未普及人口内訳を単独浄化槽が60%以上占める地域もある。

汚水処理未普及人口の内訳



2 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

背景

- 既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約380万基存在（40年以上経過したものは推計で約100万基）。
- 老朽化・破損・漏水等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への転換が必要。
- 既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に向けて、令和2年度3月に「指針」を公表し、公益財団法人日本環境整備教育センターを中心に手引きを作成。

単独処理浄化槽の転換

上部破損



- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。(約6,500件)
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去

合併浄化槽設置

配管工事

指針及び手引きの公表

特定既存単独処理浄化槽
に対する措置に関する
指針

令和2年3月2日

判定の参考となる
「一般的な考え方」
を示す

具体化

- ・ フロー図、写真

特定既存単独処理浄化槽の指定と合併転換の手法に関する
手引き

令和3年4月

フロー図や写真等
でより「具体的」
に判定手法を示す

3 浄化槽の強靱化対策

背景

- 防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、
 - ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 - ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
 - ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
 を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を実施。
- 各主体が地域の実情に応じて強靱化対策を検討するための手引きを作成するとともに助成制度により支援。

災害時の浄化槽被害対策

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、近年、水害による被害が甚大化。
- 従来の「震災対策」に加え、新たに「水害対策」についてとりまとめ、各主体が、地域の実情に応じて、災害対応を検討するための手引きとして令和3年4月に第3版のマニュアルを公表。
- 災害により被災した浄化槽の更新又は改築事業に対する助成を実施。



令和元年東日本台風における水害事例による浄化槽被害

浄化槽長寿命化に向けた取り組み

- FRP製工場出荷型浄化槽は出荷・設置開始から50年が経過し、全国で供用年数の長期化した浄化槽が増加
- 浄化槽の改築に係る情報の整理、費用の見積、実施方針などについて記載し、各主体が、公共浄化槽の長寿命化を検討するための手引きとして令和3年4月にマニュアルを公表。
- 浄化槽長寿命化計画の策定費用や長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築費用に対して助成を実施。



浄化槽の劣化(左:鋼管製バルブの腐食、右:塩ビ管の破損)

4-1 浄化槽台帳システム①

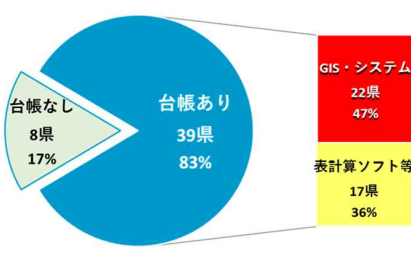
浄化槽台帳システムとは

- 行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、そのほか浄化槽関係者からの情報を整理し電子データ化したデータベースとそれを管理するシステムで構成されたもの。

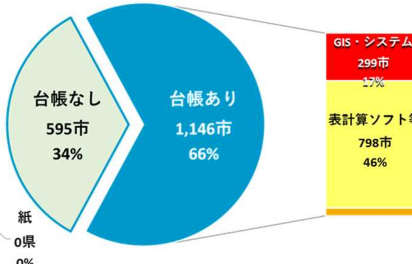
現状と問題点

- 過去に蓄積した情報（設置・維持管理等）が紙ベースや複数の電子ファイルに分かれて保存。
- データの更新が不十分で設置基数、管理状況等が正確に把握できず、無届浄化槽、廃止済み浄化槽等が十分把握できていない。
- 関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない。

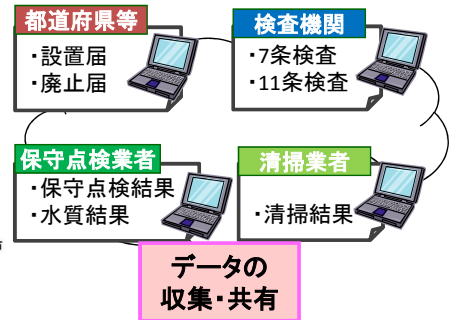
都道府県の台帳整備の状況



市町村の台帳整備の状況



浄化槽台帳システムのイメージ



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約47%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる
台帳は約17%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

維持管理状況等の的確な把握によりきめ
細かな管理・指導が可能。
浄化槽管理の更なる適正化を推進！

4-2 浄化槽台帳システム②

- 令和元年の改正浄化槽法により、都道府県等に浄化槽台帳の整備が義務付け。
- 令和2年度に環境省版浄化槽システムの作成を行い、令和3年4月に、自治体への環境省版浄化槽台帳システムの配布を開始。また、自治体が行う台帳システムの改修や維持管理情報の電子化等の費用に対して助成を実施。
- 浄化槽台帳システムの整備により、法定検査受検率の向上、無届浄化槽や廃止済み浄化槽の把握等による維持管理の高度化、災害対策への活用を実現。

環境省版浄化槽台帳システムのイメージ

「検索」機能を選択した場合

地図上に浄化槽を表示。選択すると浄化槽の情報の閲覧ができる。

浄化槽の検索や、情報の登録、集計、データの出入力等が可能

検索条件の設定

集計帳票画面へ移動

出力選択画面へ移動

浄化槽参照画面へ移動

登録画面へ移動

「条件」を絞って検索することが可能
⇒法定検査未受検の浄化槽、無届浄化槽等の抽出

165

浄化槽特異	浄化槽特異	浄化槽特異	浄化槽特異
自治体独自の浄化槽番号	自治体独自の浄化槽番号	自治体独自の浄化槽番号	自治体独自の浄化槽番号
指定検査機関独自の浄化槽番号	指定検査機関独自の浄化槽番号	指定検査機関独自の浄化槽番号	指定検査機関独自の浄化槽番号
浄化槽製造番号	浄化槽製造番号	浄化槽製造番号	浄化槽製造番号
処理水BOD	処理水BOD	処理水BOD	処理水BOD
設置者氏名	設置者氏名	設置者氏名	設置者氏名
設置者電話番号	設置者電話番号	設置者電話番号	設置者電話番号
設置者住所	設置者住所	設置者住所	設置者住所
設置場所の地名地番	設置場所の地名地番	設置場所の地名地番	設置場所の地名地番

5 改正浄化槽法に係る取組事例集

背景

- 令和2年4月改正浄化槽法が施行。
- 「特定既存単独浄化槽に対する措置」「公共浄化槽」「浄化槽台帳」「浄化槽台帳の整備」「協議会の設置」「浄化槽管理士に対する研修機会の確保」について改正が行われた。
- 各主体が浄化槽整備を進める上での参考資料として、法改正を踏まえた各自治体の取組事例集を作成。令和3年5月に浄化槽推進室HPにて公開。（「令和2年地域くらしの水環境整備促進調査業務」内に記載）

浄化槽整備の取組事例集

法改正の概要を事項ごとに、左上のラベルで示しています。

どの改正事項に関する事例か、左上のラベルで示しています。

どの改正事項に関する事例か、左上のラベルで示しています。

取り組み上のポイントは、**オレンジ色**の文字とアイコン (point) で示しています。

ページ下に目次の他、同じ改正事項に関する事例へのリンクがあります。

6-1 令和3年度循環型社会形成推進交付金等予算額

改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域指定を受けた浄化槽整備の促進、浄化槽台帳整備の促進について更なる推進を図る。

○循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

市町村の自主性と創意工夫を生かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を推進するための交付金

(単位: 百万円)

	令和2年度 予算額		令和2年度 補正予算	令和3年度 予算額	対前年度比
循環型社会 形成推進交付金	9,613 (10,196)	うち臨時 特例分※ 1,000	1,000	8,613 (9,107)	89.6 % (89.3 %)

- ・()内は、内閣府[沖縄]、国土交通省[北海道、離島]計上分を含めた額
- ・令和2年度予算額のうち、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策費に計上された1,000百万円を除いた額と令和3年度予算額とを比較すると対前年度比は100%である。

○二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(浄化槽分)

既設の中・大型浄化槽の省エネ改修及び本体交換により低炭素化を図るための補助金

(単位: 百万円)

	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	対前年度比
二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金	1,800	166 — 1,800	100.0 %

6-2 令和3年度循環型社会形成推進交付金予算の概要

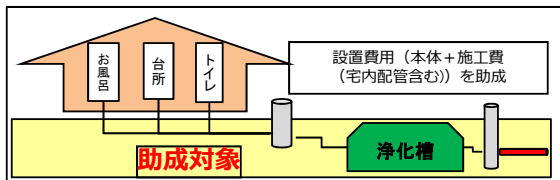


循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

令和3年度予算額 8,613百万円 (9,613百万円)
令和2年度補正予算額 1,000百万円

事業目的

- ① 全国に、未だに1,100万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、生活雑排水が未処理の状態。
- ② また、全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存し、老朽化し破損している浄化槽が多数残存。改正浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたことから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。
- ③ このため、循環型社会形成推進交付金等を有効活用し、早期に復旧できる災害に強い合併処理浄化槽の整備を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資する。



〔標準的な工事費用〕

5人槽(通常型)・・・83.7万円、5人槽(高度型)・・・102万円
7人槽(通常型)・・・104.3万円、7人槽(高度型)・・・113.4万円

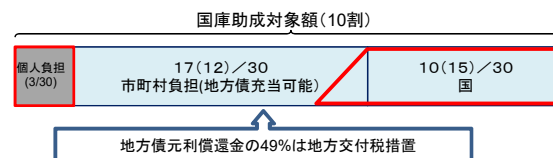
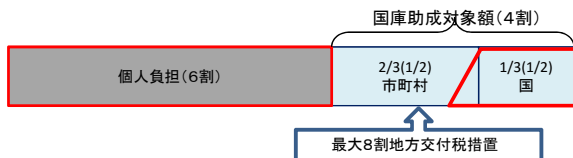
(併せて、単独転換を強力に推進するため、単独転換に伴うかかり増しの宅内配管工事費用(合併処理浄化槽への流入管、弁の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管)を上限30万円として令和元年度より助成対象としている。)

浄化槽設置整備事業 (S62～)

- ・ 個人が設置し、市町村が設置費用(本体+施工費)を助成する事業。
- ・ 個人が維持管理を行う。
- ・ 市町村の負担は小さいが、個人の負担は増える。

公共浄化槽等整備推進事業 (H6～)

- ・ 市町村が個人の住宅に設置し、市町村が維持管理を行う。
- ・ 個人の負担は減るが、市町村の維持管理事務が増える。
- ・ PFI手法の導入により事業費削減、住民サービスの向上、市町村職員負担の抑制等が見込まれる(17市町で実績)。PFI手法の導入調査等への支援あり。
- ・ 合併処理浄化槽の更新、浄化槽の新設等も補助対象。



注) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、沖縄、離島地域において、助成率は1/2となっている。

6-3 令和3年度予算における補助対象の拡充・見直し



循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

令和3年度予算額 8,613百万円 (9,613百万円)
令和2年度補正予算額 1,000百万円

令和3年度からの補助対象の拡充等の見直し事項

令和3年度においては、国土強靱化に備えた公共浄化槽の長寿命化への支援、配慮が必要な特定地域への環境配慮・防災まちづくり事業の適用拡大について補助メニューの見直し等を行う。

1. 浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築への支援等(市町村設置型)(交付率1/3)

市町村が効率的・計画的な更新、改築を図るために策定する「浄化槽長寿命化計画」に基づき、更新よりも計画的な改築によることで浄化槽の長寿命化に貢献できるものとして適当と定められた市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽を改築する事業を補助メニューに追加。

併せて、浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)に市町村が定める浄化槽長寿命化計画策定に必要な調査等に要する費用を補助対象として拡充。

(長寿命化改築の例)ブロワの交換、マンホール担体交換、ポンプ交換、本体のFRP補修 等

2. 環境配慮・防災まちづくり事業の要件見直し等(個人設置型、市町村設置型)

東日本大震災により被害を受けた地域の浄化槽整備については、復興特会による「東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)」の対象として補助率のかさ上げがなされてきたが令和2年度で終了となるため、令和3年度より同地域の浄化槽整備について環境配慮・防災まちづくり事業(助成率1/2)の対象とする要件の見直し等を措置。

6-4 改正浄化槽法と予算事業について

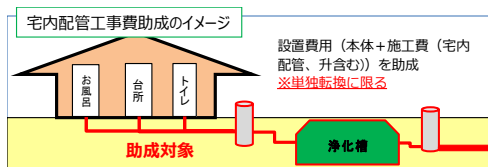
改正法と予算事業をリンクさせ、改正法の効果的な施行を目指す

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与

○単独転換に伴う宅内配管工事費の助成制度(交付率1/3)

宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、弁の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象。工事費の上限は、30万円とする。



第2 浄化槽処理促進区域の指定

自然的経済的社会的観点から、市町村が浄化槽処理促進区域を指定

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(交付率1/2)

「浄化槽処理促進区域」に指定された地域内での整備であることを、設置要件に付与。

○浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

第3 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が設置計画に基づき設置・管理する公共浄化槽制度を創設

○浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

○公共浄化槽整備推進事業【市町村設置型】(交付率1/3)

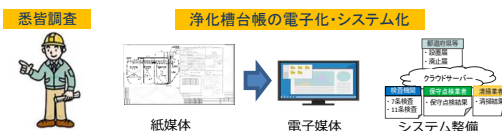


第4 浄化槽台帳の整備

関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化

○浄化槽台帳の改修等への助成(交付率1/3)

データの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び、既存の台帳システム改修に要する費用への補助。



○浄化槽リノベーション推進事業費(行政経費)

環境省において、浄化槽台帳システムを構築。現在、各自治体に無償で配布中。

6-5 循環型社会形成推進交付金の積極的な活用について

1. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(単独転換)の促進について

単独転換については、令和元年度において単独転換に伴う宅内配管工事への助成を支援対象に追加し、引き続き促進を図っているところであるが、現状、浄化槽整備実績のうち単独転換は約2割にとどまっており(令和元年度末)、更なる単独転換の促進のため、各市町村において宅内配管工事への助成制度を積極的にご活用いただきたい。

2. 浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築について

令和3年度予算で新規に認められた公共浄化槽等整備推進事業により整備された浄化槽の改築に対する助成については、まだ市町村において活用がなされていないところ。本事業は、市町村が策定する「浄化槽長寿命化計画」に基づき、計画的な改築により浄化槽の長寿命化を図る事業について改築費用を助成するものであり、設置年数の経過している浄化槽の老朽化対策や維持管理コスト縮減に資する支援策として各市町村において積極的にご活用いただきたい。

あわせて、市町村が「浄化槽長寿命化計画」を策定するために必要となる調査等の費用についても、浄化槽整備効率化事業として支援対象としており、こちらも積極的にご活用いただきたい。

3. 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽の集中転換について

国土強靱化の観点からは、市町村の防災拠点施設(学校、集会場、庁舎等)の単独転換についても引き続き重要と考えており、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独転換を集中的に行う事業について、交付金の支援対象としているため、積極的にご活用いただきたい。

4. 浄化槽台帳の改修等について

都道府県・市町村が行う浄化槽整備効率化に資する既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等の電子化又は既存の台帳システムを環境省令等で定める内容に沿って改修等する事業について交付金の対象としており、改正法で義務付けられた浄化槽台帳の整備推進のため、積極的にご活用いただきたい。

(参考) 改正浄化槽法

(1) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要①

(令和2年4月1日施行)

法改正の背景

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

- 我が国では単独処理浄化槽(※)が浄化槽全体の50%、400万基残存。
 - 環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5
 - 水質に関する定期検査の受検率は43.1%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7
- ※施行日:令和2年4月1日

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽(※)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。
⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「**特定既存単独処理浄化槽**」= 既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画
市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。
(計画は、下水道(予定)処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象)

二 排水設備の設置等
公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。
⇒違反者には勧告・命令が可能。

市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。(国による市町村への援助も規定)

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- 排水設備の検査
- 使用に係る料金
- など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

(参考) 改正浄化槽法

(2) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要②

背景

- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は43.1%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「**単独処理浄化槽の転換**」と「**浄化槽の管理の向上**」を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

- **そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与(併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援)**

上部破損

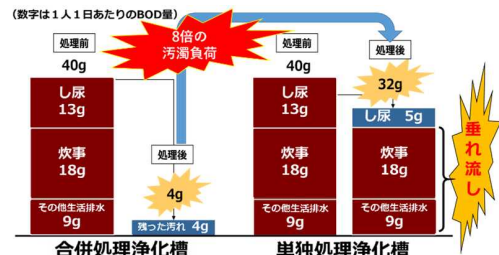


- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。(約6,500件)
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

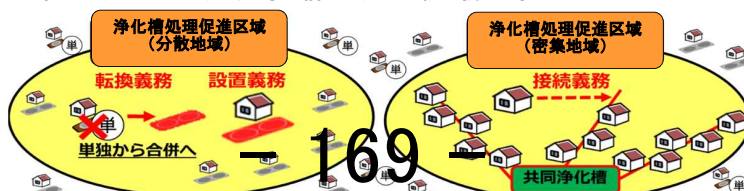
単独転換浄化槽設置工事



- 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要



- 自然的・経済的・社会的観点から、**市町村の浄化槽処理促進区域の指定**
- 区域内に**市町村が設置する公共浄化槽制度の創設**(単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化)



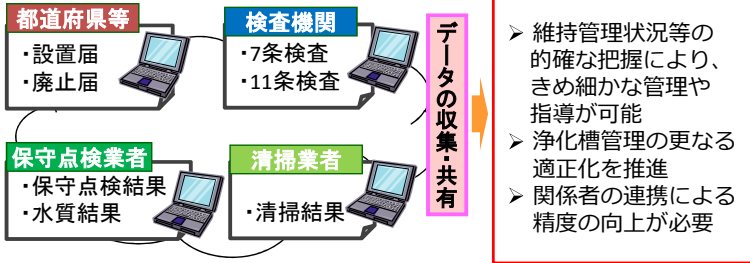
(参考) 改正浄化槽法

(3) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要③

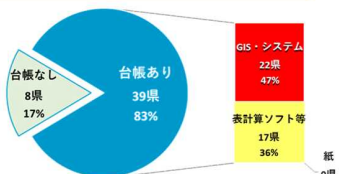
浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた**行政による浄化槽台帳整備の義務化**及び**休止手続き**（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の**明確化**

浄化槽台帳システムのイメージ



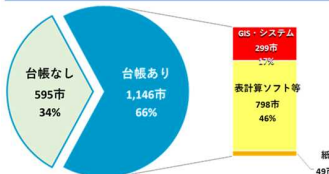
都道府県の台帳整備の状況



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約47%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

市町村の台帳整備の状況



約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約17%

出典) 環境省、令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした**協議会の設置**（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）

- 保守点検業の登録時に**浄化槽管理士の研修の機会を確保を要件化**



- ▶ 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- ▶ 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質の確保策を要件化

- **環境大臣の責務規定**として、都道府県知事に対して**定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記**（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

(参考) 改正浄化槽法

(4) 改正浄化槽法の施行状況

主な改正内容

特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

公共浄化槽

浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができること。
浄化槽処理促進区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度（住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）を新たに規定。

浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

現在の施行状況

令和2年3月2日付で環境大臣より「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を发出。
（公財）日本環境整備教育センターが指針に基づいて手引きを作成済み。

全国52市町村において、浄化槽処理促進区域を設定済み（令和2年7月末現在）

環境省では、浄化槽台帳未導入の自治体への支援として、浄化槽台帳システムを作成し、現在配布中。

全国10道県、32市町村において、協議会を設置済み（令和2年3月末現在）
※32市町村のうち、14町村で組織する地区組合が1カ所ある。

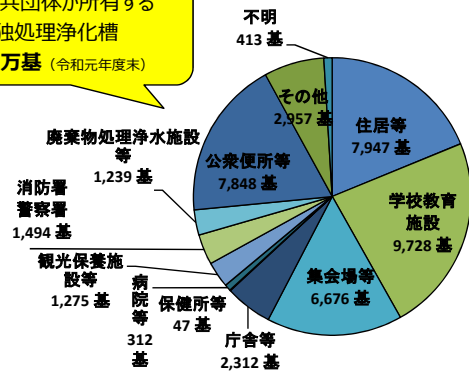
全国45都道府県において、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について、条例を制定済み（令和2年7月末現在）

(参考) 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

背景・目的

- 改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として約375万基もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そのような状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約4.2万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は国土強靱化の観点からも必要。

地方公共団体が所有する
単独処理浄化槽
約4.2万基（令和元年度末）



地方公共団体が所有する単独処理浄化槽 設置場所内訳

事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率 1/3（1/2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。2019年度からは、条例等による規則制定等の手続きを求めず、一基からでも整備可能とする。
- 事業対象：地方公共団体（市町村設置型）
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

(参考) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業の概要



省エネ型浄化槽システム導入推進事業

令和3年度予算額
1,800百万円(1,800百万円)

事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

事業内容

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

補助内容

浄化槽（中・大型浄化槽）省エネルギーシステム導入支援

・浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



・大型浄化槽の機械設備の例



エネルギー起源CO₂の排出抑制

